

会 議 録

会 議 の 名 称	枚方市特別職報酬等審議会
開 催 日 時	平成27年12月24日（木） 15時 00分から 16時 00分まで
開 催 場 所	枚方市役所別館4階 第2委員会室
出 席 者	天野委員、梅田委員、大西委員、田中委員、谷本委員、永井委員、 平崎委員、正木委員、宮井委員（50音順）
欠 席 者	徳永委員
案 件 名	・本市教育長の給料の額について ・その他
提出された資料等の 名 称	・枚方市特別職報酬等審議会 委員名簿、枚方市附属機関等条例、 枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程、枚方市情報公開条 例 ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法 律（概要） ・本審議会開催状況及び主な審議内容 ・枚方市特別職報酬等改定状況
決 定 事 項	・審議会については原則公開とする。 ・市長からの諮問を受け、今後、新教育長の給料の額について審 議を進めていく。
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	公 開
会議録の公表、非公表の 別及び非公表の理由	公 表
所 管 部 署 (事 務 局)	総務部 人材育成室 職員課

審 議 内 容

○**奥総務部長** 本日は、公私ご多用のところ、また、年末のあわただしい時期にもかかわらず、ご出席をいただき、ありがとうございます。ただ今から「平成 27 年度 第 1 回 枚方市特別職報酬等審議会」を開催いたします。

本日、会長が決まるまでの間、わたくし、事務局総務部長の奥が進行役を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、まず審議会開催にあたりまして、市長からご挨拶を申し上げさせていただきます。それでは伏見市長、よろしくお願いいたします。

○**伏見市長** 市長の伏見でございます。委員各位におかれましては、平素から、本市行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

本日は公私にわたりご多用のところ、また、年末のあわただしい時期にもかかわらず、ご出席を賜り、重ねて御礼申し上げます。

本審議会では、より市民感覚を反映したご審議をいただくため、市民の皆様から公募の上、お二人に委員としてご就任いただいております。

さて、今日、本市をはじめ地方行政を取り巻く環境は依然厳しいものがございます。人口減少や少子高齢化の影響により、歳入の根幹である市税収入については、今後も厳しい状況が続くものと予測されます。このような状況の中、私といたしましては、4年という任期の間、豊かで誇りある枚方の実現に向け、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

なお、私は、市長への就任にあたり、自ら身を切る姿勢をお示しする必要があると考え、私自身の給与の2割カットと退職手当ゼロを掲げております。このことについては、速やかに実施すべく、手続きを進めているところではございますが、この特別職報酬等審議会につきましては、こうした私の政治姿勢に関わりなく、特別職の給与の、本来あるべき額について審議する機関として、ご議論をお願いしたいと考えております。

審議会への諮問につきましては、本来であれば、会長の選任の後、私からさせていただくべきところではありますが、この後の公務の関係上、まことに失礼とは存じますが、諮問の趣旨につきまして、私からご説明させていただき、後ほど改めて、私の代理として、総務部長から会長に諮問書をお渡しさせていただきたいと思っております。

諮問の趣旨でございますが、市長その他の特別職の給料額につきましては、平成 23 年度の特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、平成 24 年度から現行の額としているところでございます。しかし、教育長につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、これまでの教育委員会教育委員長の職責が一本化されるなど、教育行政の責任者として、これまで以上に重責を担うこととなります。

本市では、平成 28 年 4 月から新たな制度が適用されることとなることから、本来であれば、市長をはじめ、他の特別職の給料額についても諮問すべき思いはございますが、あくまで喫緊の課題として、教育長の給料額について検討する必要があることから、本審議会に諮問し、意見を求めるものでございます。

諮問の趣旨については、以上でございます。委員のみなさまには是非とも活発なご議論をお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、審議会開催にあたり私からのあいさつとさせていただきます。

○**奥総務部長** 市長、どうもありがとうございました。

委員のみなさまには、たいへん申しわけございませんが、市長は公務のため、ここで退席をさせていただきます。

○**伏見市長** (退席)

○**奥総務部長** それでは、次に、委員のご紹介をさせていただきます。

(「枚方市特別職報酬等審議会資料①」の1ページに基づき、委員の紹介)

では審議に入ります前に、まず、定足数の確認について職員課長からご報告いたします。

○**事務局** はい。本日は9名の委員にご出席をいただいております、過半数を超えて定足数に達しております。以上でございます。

○**奥総務部長** 続きまして、本審議会の会長の選出をお願いしたいと存じます。

「審議会資料①」の2ページでございます、「枚方市附属機関条例」第4条第2項に基づきまして、会長は委員の互選により選出していただくことになっておりますが、ご意見などがございましたらよろしくお願ひいたします。

○**平崎委員** 私ははじめてなんですけれど、事務局の方から何か案があれば、よろしくお願ひしたいと思います。

○**奥総務部長** はい、事務局といたしましては、これまでから、学識経験の委員の方の中から、弁護士の方に会長職をお願いしておりました。こうした経過を踏まえ、天野委員にお願いできないかと考えております。他の委員のみなさんは、いかがでしょうか。

○**委員一同** (異議なし)

○**奥総務部長** ありがとうございます。それでは、天野委員、お引き受けいただけますでしょうか。

○**天野委員** お受けいたします。

○**奥総務部長** ありがとうございます。それでは、会長につきましては、天野委員にお願いしたいと存じます。

○**奥総務部長** 次に副会長でございますが、同じく条例第4条第2項におきまして、副会長については、委員の互選によって定めるか、ただし書きにより、会長が必要と認めるときは、その指名により定めることができるとされておりますが、いかがでしょうか。

○**天野会長** 私としましては、前任期において副会長をされておられました、谷本委員にお願いしたいと思いますが、各委員の皆さん、いかがでしょうか。

○**委員一同** (異議なし)

○**奥総務部長** ありがとうございます。谷本委員を副会長にとのお声がございましたので、谷本委員、お引き受けいただけますでしょうか。

○**谷本委員** お受けいたします。

○**奥総務部長** ありがとうございます。それでは、副会長につきましては、谷本委員にお願いしたいと存じます。

○**奥総務部長** それでは今後の進行につきましては、天野会長に引き継がさせていただきます。会長、よろしくお願ひします。

○**天野会長** はい、ただいま会長という大役を仰せつかりましたが、みなさんのご協力のもと、審議を円滑に進行してまいりたいと存じますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、まず「審議会の運営方法について」を議題にしたいと思います。

開とするか、非公開とするか、つまり傍聴を認めるかどうかに関する事だと思っておりますが、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 はい、本審議会の運営方法につきまして、まずお手元に配布させていただいております資料の4ページ「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」をご覧くださいと存じます。

審議会会議の公開につきましては、規程第3条におきまして、「原則として公開すること」と規定されています。その上で、同じく資料の7ページにあります「枚方市情報公開条例」第6条で規定される非公開事項について審議する場合、又は公開することで、当該会議の公正かつ円滑な審議が著しく阻害され会議の目的が達成されないと認められる場合等に限り非公開とすることができることとされています。

会議の公開、非公開の決定につきましては、規程の第4条によりまして、審議会において行われていただくこととなっております。

なお、前回、平成23年度に開催された審議会では、当時の本審議会での審議の結果、公開とさせていただきます。

○天野会長 いま、事務局から、審議会会議は原則公開との説明がありました。

ただし、公開することにより当該会議の公正かつ円滑な審議が著しく阻害され会議の目的が達成されないと認められる場合等に限り、非公開とすることができるということです。

私といたしましては、なかなか会議の目的が達成されないと云えるまでの理由は見出しにくいかと思っておりますので、特にご意見がなければ、公開とさせていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○委員一同 (異議なし)

○天野会長 はい、ありがとうございます。ではこれより、会議については公開といたします。

会議の運営方法につきましては、今後も必要があれば、委員のみなさんにお諮りをしてまいりたいと思っております。

では、事務局の方は、傍聴を希望される方がいらっしゃいましたら、傍聴席にご案内してください。

○事務局 本日は傍聴を希望される方はいらっしゃらないということです。

○天野会長 分かりました。では次に、本日、会議の冒頭で、市長が今回の諮問の趣旨を述べておられましたが、ここで、諮問を受けたいと存じます。

○奥総務部長 枚方市特別職報酬等審議会 会長 天野実様、枚方市長 伏見隆。

教育長の給料の額について、諮問。

本市の市長、副市長、上下水道事業管理者、病院事業管理者、常勤の監査委員及び教育長の給料額については、平成23年度の特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、平成24年度から、現行の額としているところです。

しかし、教育長については、教育行政の責任の明確化を図るため「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が本年4月に施行されたことに伴い、教育委員会委員長と教育長が一本化されるなど、教育行政の責任者であるとして、これまで以上に重責を担うこととなります。

本市では、平成28年4月に就任する教育長から新たな制度が適用されることとなることから、喫緊の課題として、教育長が本来受けるべき給料の額について検討するため、審議会の意見を求

めるものです。

諮問事項 教育長の給料の額について。平成 27 年 12 月 24 日。

○**天野会長** ありがとうございます。それでは、これを受けまして、本審議会では、今後教育長の給与について、審議をしてみたいと思います。

まず、審議の前に確認しておきたいところですが、ただいまの諮問では、新教育長は平成 28 年度から就任されるということでしたが、いつごろを目途に答申をすることが望ましいのか、事務局からご説明いただいでよろしいでしょうか。

○**事務局** はい、諮問では、平成 28 年 4 月に就任する教育長から新たな制度となる、ということ踏まえまして、喫緊の課題として、ということでございます。ただし、仮に、来年 4 月から施行するとした場合ですと、3 月議会で条例案を提案する必要があります。そのためには 2 月中に答申をいただく必要がございます。

年末年始を挟むことから、現実的には 2 月中の答申は難しいかと思われま。事務局といたしましては、4 月ということにとらわれずに、必要ご議論を行っていただいたうえで、しかるべき時期に答申をいただければ、とこのように考えております。

○**天野会長** わかりました。平成 28 年度から新教育長が就任されますが、必ず 2 月まで、ということではないということで、審議会として、十分に議論していきたいと思ひます。

それでは本題に入つてまいります。今回の諮問は、教育長の給料額につきまして、法の改正を受け審議いただきたいとのことでした。今後、教育長の給料額について、審議していくにあつて、そもそも教育長を含めた教育委員会制度はどのようなもので、この法律の施行によってどのように見直されたのか、という制度内容を押さえておく必要があると思ひますので、その概要について、事務局から説明をお願いします。

○**事務局** (「枚方市特別職報酬等審議会資料」に基づき、教育委員会制度の概要について説明)

○**天野会長** ありがとうございます。

教育長の給料額を検討するにあつて、教育委員会制度と今回の法改正に伴う見直し内容について、事務局から説明いただきました。

また、審議を進めていくためには、これまでの審議会の開催状況や、特別職の報酬等の改定状況についても知っておく必要があると考えられますので、引き続き事務局から説明をお願いします。

○**事務局** (「枚方市特別職報酬等審議会資料」に基づき、下記の項目について説明)

- ・審議会開催状況及び主な審議内容
- ・特別職報酬等改定状況

○**天野会長** ありがとうございます。

今回は、教育長の給料額を検討するにあつて、教育委員会制度とこれまでの本審議会の開催状況等について、事務局から説明いただきました。

本格的な議論につきましては、今後、行つていきますが、今後、教育長の給与についてご検討いただかうえで、他にこういった資料があれば…といったものがあれば、仰つただけですでしょうか。

○**大西委員** 前提として、他の地方団体では当初は歴史的に教育長は文部科学省の出向ですね。枚方市は歴史的に見てどういった方が教育長になられていたのですか。

○**事務局** 教育委員会の事務局におりました小中学校の教諭出身の方が多くいらっしゃいまし

た。また、市役所の行政部門から就任するケースもありました。文部省からの出向はございません。

○天野会長 教育長は事務局の代表的な感じだったのですか。

○奥総務部長 教育現場を預かりますので、行政と現場と両方を経験した人が教育長になることがケースとしては多かったと思います。

○大西委員 他の地方団体では、教育委員長と教育長との関係で、教育委員長は非常勤ですから、事務は教育長の方で決めていくというパターンですが、教育長は、本市ではどのようになっていますか。

○奥部長 基本的には合議制ですから、物事を決めるのは教育委員会で決めています。ただし、教育長は常勤ですので、普段の学校現場で起きたことなどについて、主として対応しているケースが多いと思われます。

○平崎委員 新しい教育長の仕事の内容というのはどれくらい増えるのでしょうか。

○事務局 今回一回目で諮問ということで、資料というものはご用意できていないのですが、そういったご意見を踏まえて、次回、今現在どの程度の業務があって、新たな制度でどうなるか、といったことも分かるような資料についてもお示しさせていただきます。事務局としましては、他市との比較といったところにつきましても、現在調査を行っておりまして、他の中核市であったり、大阪府下の市がどのような状況であるのかについても、次回の会議でお示しできたらというように考えております。

○天野会長 他市で既にこの4月の施行を踏まえて、新教育長について諮問され答申が出たところはあるのでしょうか。

○事務局 次回までにそういう部分も含めてお示しすることができたらと思っております。

○正木委員 考え方を教えて頂きたいんですけども、平成28年4月に新しく就任された教育長に対して、27年度の3月議会に答申が間に合わなかった場合は、どういう考え方で、その報酬を出すのでしょうか。

○事務局 確かに一番望ましいのは4月の当初から新たな給料で、というのが望ましいかとは思われますが、現状は、新しい職であっても、当面は、現在の額が継続される形になります。今の額と言いますと、796,000円の給料額が適用されることになります。新たな答申をどこのタイミングか分かりませんが、いただきましたらこれを踏まえて検討して、手続きがなされ次第、改定するという形で考えております。

○正木委員 新教育長の報酬は現教育長のままという考え方でよろしいのでしょうか。

○事務局 その通りでございます。

○天野会長 最後に説明いただきました特別職の改定に関してですが、教育長の給料が796,000円となっておりますが、その下の△5.24%、さらにその下の3.38%というのはどういう意味なのか、今お分かりでしょうか。

○事務局 △5.24%につきましては、直近の平成24年4月1日に、それまでの給料額840,000円から5.24%引き下がって、796,000円になったということでございます。3.38%といいますのは、平成5年の770,000円と比較しまして、現在の額が3.38%高いということになります。

○天野会長 了解しました。

○梅田委員 以前1月の時にいただいた資料を持っていたので見ていたんですが、条例規定額が796,000円となっており、減額措置後額が同じく796,000円となっております。また、注意書き

の一番下には平成 24 年 4 月以降は 6 % の減額を講じているとなっているのですが、この表で減額措置をどのように見ればよろしいのでしょうか。

○**事務局** 6 % 相当の減額につきましては、議長、副議長、議員につきましては、平成 24 年 4 月以降 6 % 減額ということでございます。教育長につきましては当時、平成 25 年 11 月 1 日から平成 26 年 4 月 30 日までの間につきましては、10 % の減額を行っておりました。それ以外の期間に関しましては基本的に 796,000 円という条例規定額となっております。

○**梅田委員** 分かりました。そうしたら 6 % の減額措置が行われたのは、議長、副議長、議員なんですけど、どうして教育長は減額措置がなかったのですか。

○**事務局** 市長、副市長、事業管理者、教育長、常勤の監査委員につきましては、特別職報酬等審議会に諮問をさせていただいて、条例の額そのものを引き下げるという答申を頂きまして、平均で 5 % を少し超える率で減額改定したものです。議会につきましては、「議会改革推進委員会」という委員会を議会が独自で立ち上げておまして、議会の中で自らの報酬をどうするかという議論を重ねた結果、条例規定額を引き下げのではなく、条例の額から 6 % 減額措置という特別措置を講じているということで、条例の額そのものを変える措置と、条例の額はそのまま減額措置を講じたものといった差がございます。議会と特別職では違う取扱いが今現在も続いている、このような状況となっております。

○**天野会長** 条例で金額が決まるわけですね。しかし現実には、例えば今おっしゃった 3 % 減額、あるいは 6 % 減額というのは自主的という、法令によらない、自ら返上されておることでしょうか。

○**事務局** 本来の条例とは別個に特別措置条例を制定しています。

○**天野会長** 暫定的ということ。

○**事務局** はい、当分の間という形になります。

先ほど冒頭、市長がご自身の給料月額 20 % カットという話をされたと思うんですけども、ご自身の意思を持って、返上されるといった部分といったところはあるんですけども、それとは別に、これまでは、審議会におきましては、条例で規定している額そのものについて、ご審議いただくといった経過がございます。

○**大西委員** 基本的な質問なんですけど、特別職の給料は、年間の在職期間等につまわる昇給とかいうものが、自動的に算定されるというようなシステムは導入されていないんですね。

○**事務局** ございません。

○**大西委員** 就任時ないしは条例で決まった金額が固定されるといった形なんですか。

○**事務局** その通りでございます。

○**大西委員** この考え方は枚方市の総税収の上限に関わりなく運用なり考え方が整理されているんですかね。例えば、これから枚方市の税収はさらに落ち込んでいきますよね。それに対する例えば 3 年間の在職であれば、1、2 年度の税収の総平均額を平均値と考えてやっていくと。言い換えれば、体が小さくなれば口も小さくするというような、一般的に考えられるところを考えていかないと、いわゆる一般市民へのサービスが金銭的に非常に懸念される。その辺の考え方は、今まであまり検討されていないんですか。

○**事務局** これまでも特別職報酬等審議会での意見を聞きながら決定してまいりました。その審議会の中では、さまざまな、今おっしゃっていただいたような意見だったりとか、多面的な議論がなされた結果、この平成 23 年の諮問につきましてはこの額という答申がなされました。そこ

に至るまでは様々なご議論をいただいて、答申を得たものです。

○大西委員 できたら提案ですけれども、そういうことも含めてしっかり審議する時間を設けて頂きたい。単に市長が返上するとか条例外のことで出すというよりも、本当の市の特別職の給料はどうあるべきかを考えていくべきだと思います。ひいては、それが市職員の給与等の考え方にも成り立っていきますから、そういう面では審議委員は非常に重要だと思います。

○天野会長 他にございますでしょうか。

○谷本副会長 平成 25 年度から学校教育法が変わりまして、私立大学、私立学校では強い学長のリーダーシップのもとで教授会等諮問機関という形になっています。文科省の大きな教育行政の変更を受けて教育長の機能の強化がされているということだと私は理解しているんですけども、12 ページの教育長と首長の関係性というのは、これまでは中立であったものが、首長のもとで、推進をされていくという形になっていくのでしょうか。これまでの教育長のお仕事はどのように変わっていくのかと思いますので、私たちが分かりやすい資料をご準備願いたいと思います。職責が前よりも重くなるということですが、首長の責任範囲と教育長の責任範囲がどのように分担されていて、職責の重さがどのようになるのか、私たちが理解できるようなものをご準備いただけるとありがたいです。

○梅田委員 前回の時に中核市とか府内各市の給与の比較などを出して頂いたのですが、大阪府と大阪市を除いて資料を作っていらっしゃったので、必ず大阪府と大阪市を入れて資料を作ってくださいようお願いいたします。

○永井委員 一般的な校長先生の平均的な給与体系が、どのようになっているのかということも教えていただきたい。

○天野会長 色々委員の先生方からご意見が出ました。それでは、事務局の方で次回審議会におきまして、今出たようなものをできるだけお揃えいただきたいと思います。委員の先生方も、今後事務局で用意して欲しい資料等があれば是非事務局までにご連絡いただければと思います。

では、本日の審議会についてはこれまでとし、次回審議会において、具体的な審議に入りたいと思いますが、事務局から何か連絡事項はございますでしょうか。

○事務局 はい、本日の審議会の会議録につきましては、本日の審議内容を要約しました会議録を「案」というかたちにしまして、委員のみなさんに送付させていただきます。それをご覧いただいて、修正箇所があれば修正し、最終的に会長にご確認をいただくという流れにさせていただきますと考えております。

また、次の審議会の日程でございますが、今回と同様に審議会日程調整表をお送りさせていただき予定としております。FAX等でご回答いただき、その結果を踏まえ、決定してまいりたいと考えています。

○天野会長 はい、わかりました。

それでは委員の皆様は、事務局から後日送られてくる日程調整表をお返しいただきますようお願いいたします。

それでは、これもちまして平成 27 年度 第 1 回 枚方市特別職報酬等審議会を終了させていただきます。

みなさん、ありがとうございました。